



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）11月15日  
第1739号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【告示】

番号		ページ
407	公示送達（差押調書（謄本））	（納税課） 2
408	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	（債権回収対策課） 2
409	和歌山城ホールに係る利用料金の額（令和3年告示第352号）一部改正	（文化振興課） 2
410	公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）	（市民税課） 5
411	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 5
412	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 6
413	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 6
414	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 7
415	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 7
416	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 8
417	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	（指導監査課） 8
418	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	（指導監査課） 8
419	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	（障害者支援課） 8
420	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障害者支援課） 9
421	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関からの変更の届出	（障害者支援課） 9
422	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関からの辞退の届出	（障害者支援課） 9
423	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 10

### 【公告】

○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧	（農林水産課） 10
○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	（新型コロナウイルスワクチン接種調整課） 10
○	土地改良事業の計画の概要等	（耕地課） 12
○	土地改良事業の計画の概要等	（耕地課） 13
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 13
○	市有財産売却公告	（管財課） 13

### 【選挙管理委員会告示】

67	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局） 17
68	和歌山県知事選挙における各投票区の投票所	（選挙管理委員会事務局） 17
69	和歌山県知事選挙における第65投票区投票所及び第93投票区投票所の閉鎖時刻の繰上げ	（選挙管理委員会事務局） 17
70	和歌山県知事選挙における開票管理者及びその職務代理人	（選挙管理委員会事務局） 17

71 和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理人・・・	(選挙管理委員会事務局)	18
72 和歌山県知事選挙における投票管理者及びその職務代理人・・・	(選挙管理委員会事務局)	18
73 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・	(選挙管理委員会事務局)	18
74 和歌山県知事選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所等・・・	(選挙管理委員会事務局)	18
75 和歌山県知事選挙における開票の場所等・・・	(選挙管理委員会事務局)	19
76 和歌山県知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所等・・・	(選挙管理委員会事務局)	19
77 和歌山県知事選挙における期日前投票所等・・・	(選挙管理委員会事務局)	19
78 和歌山県知事選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・	(選挙管理委員会事務局)	20

**【 人事委員会公告 】**

○ 令和4年度第3回和歌山市職員採用試験の実施・・・	(人事委員会事務局)	20
----------------------------	------------	----

**【 教育委員会告示 】**

13 教育委員会の招集・・・	(教育政策課)	26
----------------	---------	----

**【 農業委員会公告 】**

○ 農業委員会総会の招集・・・	(農業委員会事務局)	26
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・	(農業委員会事務局)	26

**【 告 示 】**

**和歌山市告示第407号**

差押調書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月4日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和4年11月4日揭示済)

**和歌山市告示第408号**

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月4日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和4年11月4日揭示済)

**和歌山市告示第409号**

和歌山城ホールに係る令和4年11月10日以後の利用料金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山城ホールに係る利用料金の額（令和3年告示第352号）の一部を次のように改正し、和歌山城ホール条例（令和元年条例第44号）第11条第4項の規定により

告示する。

令和4年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

1 附属設備等利用料金の表を次のように改める。

## 1 附属設備等利用料金

区分	利用料金					
	品名	単位	大ホール	小ホール	展示室、リハーサル室及び楽屋	大ホール等以外の施設
(1) 舞台設備	音響反射板	1式	8,800 円			
	能舞台（輸送費別途）	1式	6,600 円			
	所作台	1式	6,600 円			
	花道用所作台	1式	2,200 円			
	オーケストラピット	1式	5,500 円			
	エプロンステージ	1式	5,500 円			
	ドライアイスマシン	1台	3,300 円	3,300 円		
	ドロップ	1張	3,300 円	3,300 円		
	日舞団	1式	3,300 円			
	仮設鳥屋団（揚幕込み）	1式	2,200 円			
	金屏風	1双	2,200 円	2,200 円	2,200 円	730 円
	銀屏風	1双	2,200 円	2,200 円	2,200 円	730 円
	鳥の子屏風	1双	1,650 円	1,650 円	1,650 円	550 円
	紗幕	1張	1,100 円			
	花道用パネル	1式	550 円			
	演台	1卓	550 円	550 円		
	司会者台	1卓	320 円	320 円		
	平台	1台	220 円	220 円	220 円	
	緋毛せん	1枚	220 円	220 円	220 円	70 円
	舞台用花台	1台	110 円	110 円	110 円	40 円
	花瓶	1個	160 円	160 円	160 円	50 円
	ホワイトボード	1台	420 円	420 円	420 円	
	式次第	1台	420 円	420 円	420 円	
	めくり台	1台	110 円	110 円	110 円	40 円
	指揮台及び譜面台	1式	550 円	550 円	550 円	
	演奏者用譜面台	1台	50 円	50 円	50 円	
	譜面灯	1台	50 円	50 円	50 円	
	テーブルクロス	1枚	320 円	320 円	320 円	
	長テーブル	1卓	110 円	110 円		
	表彰盆	1枚	110 円	110 円	110 円	40 円
	抽選箱	1個	110 円	110 円	110 円	40 円
	補助ペダル	1台	110 円	110 円	110 円	
	ピアノ用いす	1脚	50 円	50 円	50 円	
	コントラバス用いす	1脚	50 円	50 円	50 円	
舞台用いす	1脚	50 円	50 円			
長座布団	1枚	110 円	110 円	110 円	40 円	
高座用座布団	1枚	50 円	50 円	50 円	20 円	
上敷	1枚	50 円	50 円	50 円	20 円	
そでパネル	1枚		220 円			
天井反射板ライト	1式	4,000 円	2,200 円			
アッパーホリゾンライト	1式	3,300 円				
ローアホリゾンライト	1式	1,760 円	1,100 円			
センターピンスポットライト	1台	2,750 円	2,750 円			
コンダクタースポットライト	1台	320 円				
第1シーリングライト (1.5kW)	1式	2,750 円				
第1シーリングライト (1kW)	1式		1,650 円			
第2シーリングライト (1.5kW)	1式	2,750 円				
プロセニウムサスペンションライト	1式	2,200 円				
第1・2・3サスペンションライト	1式	2,200 円	1,320 円			
第4サスペンションライト	1式	2,200 円				
フロントサイドライト 上段	1式	1,650 円	1,420 円			
フロントサイドライト 下段	1式	1,650 円				

(2) 照明設備	第1・2・3 ボーダーライト	1式	1,100 円				
	ミラーボール（直径60cm）吊型	1台	1,100 円	1,100 円			
	ミラーボール（直径30cm）吊型	1台	550 円	550 円			
	ミラーボール（直径30cm）置型	1台	550 円	550 円			
	フットライト	1式	660 円				
	移動用フットライト	1式	550 円	550 円			
	エフェクトスポットライト	1台	550 円	550 円			
	スポットライト（1kW）	1台	320 円	320 円	320 円		
	スポットライト（0.5W）	1台	220 円	220 円	220 円		
	パーライト（1kW）	1台	320 円	320 円	320 円		
	パーライト（0.5W）	1台	220 円	220 円	220 円		
	エリプソイダルスポットライト	1台	320 円	320 円	320 円		
	エリプソイダルスポットライト先球	1台	110 円	110 円	110 円		
	エフェクトマシン	1台	550 円	550 円			
	波マシン	1台	550 円	550 円			
	ディスクマシン	1台	110 円	110 円			
	カラーフィルター	1枚	110 円	110 円			
	先玉	1台	110 円	110 円			
	ハイスタンド	1台	50 円	50 円	50 円		
	三足スタンド	1台	50 円	50 円	50 円		
	丸ベーススタンド	1台	50 円	50 円	50 円		
	(3) 音響設備	拡声装置	1式	3,300 円	2,200 円	1,100 円	360 円
		移動型音響調整卓	1式	2,200 円	2,200 円	2,200 円	
		ステージスピーカー	1式	3,300 円	2,200 円		
		移動型スピーカー	1式	2,200 円	2,200 円	2,200 円	
		モニタースピーカー15インチ	1式	1,650 円			
モニタースピーカー12インチ		1式	1,100 円	1,100 円	1,100 円		
モニタースピーカー8インチ		1式	860 円	860 円			
モニタースピーカー5インチ		1式	550 円	550 円			
固定はね返りスピーカー		1式		1,100 円			
音声中継料		1式	2,200 円	2,200 円			
録音料		1式	2,200 円	2,200 円			
CDプレーヤー		1台	1,650 円	1,650 円	1,650 円	550 円	
メモリーレコーダー		1台	1,650 円	1,650 円	1,650 円		
MDプレーヤー		1台	1,650 円	1,650 円			
カセットデッキ		1台	1,650 円	1,650 円			
ワイヤレスマイク（ハンド）		1本	1,100 円	1,100 円	860 円	280 円	
ワイヤレスマイク（タイピン）		1本	1,100 円	1,100 円	860 円	280 円	
3点つりマイク装置		1式	1,100 円	1,100 円			
ステレオマイクロホン		1本	1,100 円	1,100 円			
コンデンサーマイク		1本	860 円	860 円	860 円		
ダイナミックマイク		1本	550 円	550 円	550 円	180 円	
マイクスタンド床上型		1本	220 円	220 円	220 円	70 円	
マイクスタンド卓上型		1本	220 円	220 円	220 円	70 円	
マイクスタンドブーム型		1本	220 円	220 円	220 円	70 円	
フェーダーボックス		1台	550 円	550 円	550 円		
ダイレクトボックス		1台	550 円	550 円	550 円		
移動型音響セット		1式			2,200 円	730 円	
ポータブル音響セット		1式			660 円	220 円	
(4) 映写設備		プロジェクター	1台	6,000 円	6,000 円	2,000 円	660 円
		スクリーン	1式	1,650 円	1,650 円		
	移動型プロジェクター	1台	1,100 円	1,100 円	1,100 円	360 円	
	移動型スクリーン	1式	220 円	220 円	220 円	70 円	
	BDプレーヤー	1台	1,650 円	1,650 円	1,650 円	550 円	
	スイッチャー	1台	1,100 円	1,100 円			
	映像回線料（大ホールと小ホールを回線で繋ぐ場合）	1式	1,100 円	1,100 円			
(5) 楽器	グランドピアノ（スタンウェイD274）	1台	11,000 円	11,000 円	11,000 円	<small>（リハーサル室のみ）</small>	
	グランドピアノ（ヤマハCFX）	1台	8,800 円	8,800 円	8,800 円	<small>（リハーサル室のみ）</small>	
	グランドピアノ（カワイKG8C）	1台			1,100 円	<small>（リハーサル室のみ）</small>	
	アップライト（ヤマハC7X）	1台			5,500 円	<small>（展示室のみ）</small>	
	アップライト（ヤマハYUS5）	1台				360 円	

(6) (1) から (5) までに 掲げる以外の もの	特殊電源使用（仮設分電盤）	1式	1,100円	1,100円	1,100円	360円
	持込器具	1kW	110円	110円	110円	40円
	特設用展示パネル	1枚	110円	110円	110円	40円
	ショーケース	1台			550円	180円
	彫刻台	1台			110円	40円
	花台	1台			110円	40円
	長テーブル（外用）	1卓			110円	
いす（外用）	1脚			50円		

（令和4年11月10日揭示済）

**和歌山市告示第410号**

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書  
 （別紙省略）

（令和4年11月11日揭示済）

**和歌山市告示第411号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月20日、同月22日及び同月28日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月20日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月18日及び同月25日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所  
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年11月11日揭示済)

## 和歌山市告示第412号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年10月18日、同月19日、同月21日及び同月28日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年11月11日揭示済)

## 和歌山市告示第413号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 処分理由  
移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため
- 2 処分年月日  
令和4年11月12日
- 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月23日及び同月29日	令和4年8月12日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月21日	令和4年8月12日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月21日	令和4年8月12日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年8月19日及び同月29日	令和4年8月12日

- 4 処分自転車等の保管場所  
名称 紀和駅前自転車等保管所  
所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
電話 422-4100

(令和4年11月11日掲示済)

**和歌山市告示第414号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070102417	有限会社プランニングアレックス	訪問介護ステーションぶりん 和歌山市福島248-7 グリーンフル小畑2-A	訪問介護	令和4年10月31日
3070109669	株式会社つぼみ	居宅介護支援事業所つぼみ 和歌山市園部1320番地11	居宅介護支援	令和4年10月31日

(令和4年11月15日掲示済)

**和歌山市告示第415号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
27763	株式会社せせらぎ	せせらぎ健康本舗	地域密着型	令和4

00309	大阪府堺市西区鳳西町1-68-21 水沼義隆 大阪府堺市西区浜寺南町2-412-1	大阪府堺市西区津久野町3-33-18	通所介護	年10 月1日
-------	---	--------------------	------	------------

(令和4年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第416号**

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 02417	有限会社プランニングアレックス	訪問介護ステーションぷりん 和歌山市福島248-7 グ リーンフル小畑2-A	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年1 0月31日

(令和4年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第417号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01670	株式会社Green 和歌山市六十谷1336-38 多田みどり 和歌山市六十谷1336-38	オリーブの丘デイサービス 和歌山市園部110-6	地域密着型通所介護	令和4年 11月1 日

(令和4年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第418号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01670	株式会社Green	オリーブの丘デイサービス 和歌山市園部110-6	予防給付型通所サービス	令和4年1 1月1日

(令和4年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第419号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第5



1条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010123481	ACAD EMIA 和歌山	和歌山市 東蔵前丁 4番地 ファーストビル5階	就労移行支援	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者、精神障害者	合同会社全集 中の福祉	和歌山市東蔵前丁4番地ファーストビル5階	令和3年3月1日	令和4年10月31日
3010120750	ヘルパー ステーションゆう ゆう福島	和歌山市 福島26 9-8	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	医療法人弘仁会	和歌山市岡山丁71番地	平成22年1月1日	令和4年10月31日

（令和4年11月15日揭示済）

#### 和歌山市告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010123978	あみだホーム	和歌山市 鳴神47 3-5	短期入所	特定なし	ライフカンパニー株式会社	和歌山市北新金屋丁76-8	令和4年11月1日	令和10年10月31日

（令和4年11月15日揭示済）

#### 和歌山市告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	医療機関の名称変更前	医療機関の名称変更後	変更年月日
ともに薬局	和歌山市小松原通4-30 小松原丸岩ビル1階102	ピーチ調剤薬局	ともに薬局	令和4年11月1日

（令和4年11月15日揭示済）

#### 和歌山市告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
訪問看護ステーションみどり	和歌山市田尻244-11	訪問看護	令和4年12月1日

(令和4年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第423号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年11月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
22-125	和歌山大学前線	和歌山市中638番27地先 ～ 和歌山市中638番29地先	旧	30.6	11.70 ～ 12.00
			新	30.6	14.70 ～ 15.50
34-39	小倉39号線	和歌山市満屋1番1地先 ～ 和歌山市満屋1番1地先	旧	9.0	3.10 ～ 3.30
			新	9.0	5.00
34-62	小倉62号線	和歌山市満屋25番4地先 ～ 和歌山市満屋23番8地先	旧	30.6	4.10 ～ 4.30
			新	30.6	6.30

(令和4年11月15日揭示済)

**【 公 告 】**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和4年11月10日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和4年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

(令和4年11月10日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年11月11日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	5歳以上12歳未満の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者）にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
--	--

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
---	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者

（令和4年11月11日揭示済）

本市の区域の一部を受益地域とするため池等整備事業（取子上池地区）を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まないもの又はこの受益地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者であつて、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとするものは、令和4年11月21日から同月28日までの間に同法第3条の規定により和歌山市農業委員会に申し出ることができる。

令和4年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業（取子上池地区）

2 土地改良事業の計画の概要

事業計画概要書を次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所 和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

閲覧期間 令和4年11月14日から同月18日まで

3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

負担区分の予定（単位：パーセント）

工事の区分	国庫負担	都道府県負担	市町村負担	地元負担
その他の工事	50	45	5	0

4 受益地域

市町村名	大字名	字名	地域	備考
和歌山市	平尾		一部の田	
	塩ノ谷		一部の田	
	明王寺		一部の田	
	木枕		一部の田	

（令和4年11月11日揭示済）

本市の区域の一部を受益地域とするため池等整備事業（新池（黒岩）地区）を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まないもの又はこの受益地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者であって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとするものは、令和4年11月21日から同月28日までの間に同法第3条の規定により和歌山市農業委員会に申し出ることができる。

令和4年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業（新池（黒岩）地区）

2 土地改良事業の計画の概要

事業計画概要書を次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所 和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

閲覧期間 令和4年11月14日から同月18日まで

3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

負担区分の予定（単位：パーセント）

工事の区分	国庫負担	都道府県負担	市町村負担	地元負担
その他の工事	50	45	5	0

4 受益地域

市町村名	大字名	字名	地域	備考
和歌山市	黒岩		一部の田、畑	
	大河内		一部の田、畑	
	南畑		一部の田、畑	

（令和4年11月11日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年11月14日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市太田字老人島694番の一部、699番1、699番3、里道	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番30号 積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田康志
和歌山市吉礼字坂本1130番、1131番、1132番、1142番、字中彦地1160番1、1161番1、1161番4、1162番1、1163番1、1164番1、水路	和歌山市森小手穂128番地 キクロン株式会社 代表取締役社長 嶋津俊宏

（令和4年11月14日揭示済）

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 一般競争入札により売却する物件

以下の12件の土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

物件番号	所在地番	地目及び構造	実測地積	最低入札予定価格（円）
1	和歌山市東田中字東国170番1	宅地	116.65	4,190,000
	和歌山市東田中字東国173番1	宅地	107.37	
2	和歌山市市小路字神ノ木354番4	宅地	326.77	6,030,000
	和歌山市市小路字神ノ木354番12	宅地	40.23	
	和歌山市市小路字神ノ木354番地4	木骨防火造瓦 葺平家建	106.39	
3	和歌山市松江東4丁目1165番79	宅地	193.50	6,190,000
4	和歌山市西庄字外浜1063番151	宅地	216.37	4,570,000
5	和歌山市西庄字外浜1063番148	宅地	104.12	4,150,000
	和歌山市西庄字外浜1063番149	宅地	108.13	
6	和歌山市関戸4丁目377番17	宅地	110.17	4,650,000
7	和歌山市今福2丁目7番23	宅地	144.01	9,520,000
8	和歌山市今福2丁目7番34	宅地	158.72	10,100,000
9	和歌山市雄松町2丁目62番1	宅地	187.61	6,420,000
10	和歌山市雄松町2丁目62番2	宅地	166.99	5,880,000
11	和歌山市雄松町2丁目62番3	宅地	157.43	5,480,000
12	和歌山市島崎町5丁目11番1	宅地	1157.19	81,200,000
	和歌山市島崎町5丁目12番	宅地	1535.36	
	和歌山市島崎町5丁目12番	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	609.12	

## 2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

## 3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和4年11月15日（火）から同年12月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 4 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和4年11月15日（火）から同年12月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに、所定の申込書により、和歌山市財政局財政部管財課で申込みをしなければならない。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

- (2) 期間 令和4年11月15日（火）から同年12月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### 6 現場説明の日時及び場所

1に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件番号	日時	場所
1	令和5年1月17日（火）午前9時30分	和歌山市東田中宇東国170番1
2	令和5年1月17日（火）午前10時30分	和歌山市市小路宇神ノ木354番4
3	令和5年1月17日（火）午前11時15分	和歌山市松江東四丁目1165番79
4	令和5年1月17日（火）午後1時30分	和歌山市西庄宇外浜1063番151
5	令和5年1月17日（火）午後1時30分	和歌山市西庄宇外浜1063番148
6	令和5年1月17日（火）午後2時30分	和歌山市関戸4丁目377番17
7	令和5年1月17日（火）午後3時10分	和歌山市今福2丁目7番23
8	令和5年1月17日（火）午後3時10分	和歌山市今福2丁目7番34
9	令和5年1月17日（火）午後3時50分	和歌山市雄松町2丁目62番1
10	令和5年1月17日（火）午後3時50分	和歌山市雄松町2丁目62番2
11	令和5年1月17日（火）午後3時50分	和歌山市雄松町2丁目62番3
12	令和5年1月17日（火）午後4時35分	和歌山市島崎町5丁目11番1

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件番号	日時	場所
1	令和5年2月8日（水）午前10時00分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
2	令和5年2月8日（水）午前10時30分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
3	令和5年2月8日（水）午前11時00分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
4	令和5年2月8日（水）午前11時30分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
5	令和5年2月8日（水）午後1時00分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
6	令和5年2月8日（水）午後1時30分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
7	令和5年2月8日（水）午後2時00分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
8	令和5年2月8日（水）午後2時30分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
9	令和5年2月8日（水）午後3時00分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
10	令和5年2月8日（水）午後3時30分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
11	令和5年2月8日（水）午後4時00分	和歌山市役所本庁舎5階入札室
12	令和5年2月8日（水）午後4時30分	和歌山市役所本庁舎5階入札室

#### 8 入札の方法

- (1) 入札書は、本人又は代理人が出頭して、所定の入札書に入札保証金を納付した旨を証する書類を添えて、封書に入れて提出すること。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- (3) 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印して、最低入札予定価格以上で希望する買受金額を記入すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

## 10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を、納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で令和5年1月31日（火）から同年2月2日（木）までの午前9時から午後3時までに入札場所において納付しなければならない。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

## 11 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和5年2月15日（水）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

## 12 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって当該入札業務に関係のない本市の職員にくじを引かせ、落札者を決める。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

## 14 その他

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

- (2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号1 和歌山市都市建設局建設総務部用地課

電話 073-435-1086（直通）

物件番号2・12 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

物件番号3 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課区画整理班

電話 073-435-1082（直通）

物件番号4・5・6・7・8 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班

電話 073-435-1098（直通）

物件番号9・10・11 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第2課管理班

電話 073-435-1103（直通）

- (3) 契約書作成の要否

必要である。

- (4) 議会の議決

不要である。

（令和4年11月15日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】



**和歌山市選挙管理委員会告示第67号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年11月9日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿に登録するについて
  - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
  - (3) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (4) 在外選挙人名簿から抹消するについて

(令和4年11月2日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第68号**

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和4年11月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 投票所数 102箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり  
(別紙省略)

(令和4年11月2日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第69号**

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和4年11月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館  
第93投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後6時00分

(令和4年11月2日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第70号**

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和4年11月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市関戸4丁目	大西勉己	和歌山市古屋	寺井富士

(令和4年11月2日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第71号**

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和4年11月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和4年11月2日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第72号**

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和4年11月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和4年11月2日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第73号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年11月9日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,123人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 102,040人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 51,020人

(令和4年11月9日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第74号**

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年11月10日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 場所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日時 令和4年11月10日（木）午後5時30分

(令和4年11月10日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第75号**

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における和歌山市開票区の開票の場所及び日時を次のように定

める。

令和4年11月10日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 開票の場所 和歌山市土入318番地の1 和歌山市立市民体育館
- 2 開票の日時 令和4年11月27日（日） 午後9時30分

（令和4年11月10日揭示済）

---

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第76号

令和4年11月27日執行の和歌山県知事選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年11月10日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 場所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日時 令和4年11月24日（木） 午後5時30分

（令和4年11月10日揭示済）

---

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第77号

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙における、期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を、次のとおり定める。

令和4年11月10日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 期日前投票所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局  
和歌山市市小路192番地3  
和歌山市河北コミュニティセンター1階  
和歌山市寺内665番地  
和歌山市東部コミュニティセンター1階  
和歌山市紀三井寺856番地  
和歌山市南コミュニティセンター3階  
和歌山市直川326番地7  
和歌山市さんさんセンター紀の川1階  
和歌山市布施屋41番地  
和歌山市河南コミュニティセンター1階  
和歌山市中字楠谷573番地  
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前  
和歌山市小雑賀805番地1  
オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横

- 2 期日前投票所を設ける期間

令和4年11月11日（金）から同月26日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで

（令和4年11月10日揭示済）

---

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第78号

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙の期日前投票所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、イオンモール和歌山3階イオンスタイル前及びオークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和4年11月10日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

開始時刻

- (1) 和歌山市河北コミュニティセンター1階 午前9時
- (2) 和歌山市東部コミュニティセンター1階 午前9時
- (3) 和歌山市南コミュニティセンター3階 午前9時
- (4) 和歌山市さんさんセンター紀の川1階 午前9時
- (5) 和歌山市河南コミュニティセンター1階 午前9時
- (6) イオンモール和歌山3階イオンスタイル前 午前10時
- (7) オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横 午前10時

(令和4年11月10日掲示済)

【 人事委員会公告 】

令和4年度第3回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和4年11月11日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥博

令和4年度第3回和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和5年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職 I 種	土木職	1人	市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事する。
	電気職	2人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次の試験区分別受験資格に該当する者

試験区分	受験資格

<p>行政職 I 種</p>	<p>土木職</p>	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者。 なお、学歴は問わない。</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの</p> <p>（ア）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学いう。以下同じ。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 土木に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）技術士（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>（イ）技術士補（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>（ウ）1級土木施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年10月31日現在）</p>
	<p>電気職</p>	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者。 なお、学歴は問わない。</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの</p> <p>（ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 電気に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ク）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）第一種電気主任技術者     （イ）第二種電気主任技術者</p> <p>（ウ）第三種電気主任技術者     （エ）エネルギー管理士</p> <p>（オ）1級電気工事施工管理技士     （カ）建築設備士</p> <p>（キ）技術士（電気電子部門）     （ク）技術士補（電気電子部門）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年10月31日現在）</p>

注意事項

- 1 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。
  - (1) 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間のみが該当する（パー

トタイマー、アルバイト及び非常勤としての期間は除く）。

- (2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
- (3) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
- (4) 職務経験には、次に例示するものが該当し、管理・計画業務と関わりのない現場業務等は除く。

試験区分	職務経験（例）
土木職	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計又は施工管理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務
電気職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の電気設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の電気設備の制御又は維持管理

2 職務経験年数による受験の場合、最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要である。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

3 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分 \ 試験種目	教養試験	専門試験
土木職、電気職	100	100

注意事項 数字は、その試験種目の配点を表している。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式、120分で行われる一般の知識及び能力についての筆記試験 出題分野は、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能とする。
専門試験	択一式、120分で行われる専門的知識及び能力についての筆記試験
土木職	出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料及び施工とする。
電気職	出題分野は、数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報工学及び通信工学とする。

注意事項 教養試験及び専門試験は、大学卒業程度の内容で行う。

(2) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分 \ 試験種目	第1次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査
土木職、電気職	50	30	120	○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等

論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査

## 4 試験日等

## (1) 第1次試験

試験区分	試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場
土木職、電気職	令和5年1月15日(日) 午前9時15分着席、出席点呼	午後2時45分頃	和歌山市役所 又は周辺会場

## 注意事項

- 1 試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。
- 2 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。

## (2) 第2次試験

試験区分	試験日	実施試験種目
土木職、電気職	令和5年2月上旬から同月中旬 までのうちの2日	論文試験 適性検査 個人の形式による口述試験

注意事項 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

## 5 合格発表等

- (1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験及び専門試験の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

- (2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	令和5年1月下旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験（最終） 合格発表	令和5年2月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

- (3) 和歌山市のホームページでも、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

## 6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。

- (2) 繰上げ合格候補者の数は2人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。

- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。

- ア 正式合格者が採用を辞退した場合
- イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
- ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。

- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されること

が考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。

- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定により、次のとおり開示する。

	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市 人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市 人事委員会事務局

注意事項 第2次試験を受験しなかった第1次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

- (2) 開示請求をしようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による開示の請求はできない。

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (3) 採用は、令和5年4月1日の予定である。
- (4) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合又は専門課程の修了を受験資格とした者が専門課程を修了できなかった場合、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

- (1) 申込みの制限

- ア 申込みできる試験区分は1つに限り、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
- イ 郵送による申込みに限る。

- (2) 受験案内及び申込書の配布

令和4年11月21日（月）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

- (3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a>
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

- (4) 受験申込方法

提出書類	① 申込書 ② 受験資格確認シート（附表）
------	--------------------------



	③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
申込期間等	令和4年11月21日（月）から同年12月19日（月）まで 令和4年12月19日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
提出先	送付先：郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。
受験票の発行	令和4年12月1日（木）以降に順次発送する。なお、受験票が令和5年1月6日（金）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

- ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
- イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。
- ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 受験申込時の添付書類

- (1) 2受験資格（3）試験区分別受験資格①イに該当する者は、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。
- (2) 受験資格確認シート（附表）を添付すること。  
※2受験資格（3）試験区分別受験資格②イに該当する者は、同項に定めるいずれかの資格を有することを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。

11 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。
- (2) 2受験資格（3）試験区分別受験資格②アに該当する者には、専門課程の修了を確認するため、未開封の成績証明書を提出させる。
- (3) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

- (1) 令和4年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
行政職Ⅰ種	約193,100円

- (2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

- 「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。
- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
    - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
    - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
    - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
  - (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和

歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

（令和4年11月11日揭示済）

## 【 教育委員会告示 】

### 和歌山市教育委員会告示第13号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年11月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和4年11月9日（水） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 令和4年12月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
  - (2) 青少年国際交流センターの指定管理者の指定について
  - (3) その他

（令和4年11月4日揭示済）

## 【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年11月8日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績

- 1 開催日時  
令和4年11月11日 13時00分
- 2 開催場所  
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
  - (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
  - (2) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
  - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - (6) 農用地利用集積計画について

（令和4年11月8日揭示済）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年11月11日

和歌山市農業委員会  
会長 谷 河 績  
(令和4年11月11日揭示済)